

入札保証金について

入札保証金の額は、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とします。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札するとき保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

※ 見積る契約金額とは、消費税を含む金額

納付書による方法

(納付方法 (主な流れ))

- ① 第3号様式の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和8年5月27日(水)午後5時までに県へ提出してください(FAXで送信する場合は、電話で県担当者に受信確認を行ってください。また、後日原本を提出してください)。
- ② 納付書は、申請から最短で翌日(土日、休日の場合はその翌日)の発行となります。発行後、入札参加者又はその法人の担当者へ連絡しますので、沖縄県庁にて受け取りをお願いいたします。
- ③ 納付書に記載されている金融機関で入札保証金を納めてください。
- ④ 納付先の銀行等から受領書を受け取ってください。
- ⑤ 入札前までに県担当者へ受領書の写しを提出してください。

(入札保証金の還付)

- ① 落札しなかった場合は、第4号様式の入札保証金還付請求書を県へ提出してください。
 - ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当します。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付します。
- ※ 落札した場合、契約保証金として契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要があります。

担当者 沖縄県子ども未来部子育て支援課 古謝(コジャ) TEL: 098-866-2457 FAX: 098-866-2433
--